

● 返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部または一部を返戻する制度）を設けています。

以下、一部例：

返金すべき金額は、コンサルティング料に、解雇または退職までの期間に応じて設定された以下に掲げる返済比率を乗じて算出された金額とする。尚、当該返金額に於いて 1 円未満は切り捨てとし、振込払いによる手数料は、当事業所の負担とする。

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| (1) 入社後 1 ヶ月以内の解雇、退職 | 80% |
| (2) 入社後 3 ヶ月以内の解雇、退職 | 50% |
| (3) 入社後 6 ヶ月以内の解雇、退職 | 30% |

以上